# 平成24年第1回八千代町議会定例会会議録(第1号) 平成24年3月8日(木曜日)午前10時28分開会

## 定例議会の告示

八千代町告示第17号

平成24年第1回八千代町議会定例会を次のとおり招集する。

平成24年3月2日

八千代町長 大久保 司

1. 期 日 平成24年3月8日

2. 場 所 八千代町議会議場

### 本日の出席議員

議長 (9番)	水垣 正弘君	副議長(8番)	大久保 武君
1番	国府田利明君	2番	大里 岳史君
3番	廣瀬 賢一君	4番	上野 政男君
5番	中山 勝三君	6番	生井 和巳君
7番	相沢 政信君	11番	小島 由久君
12番	宮本 直志君	13番	大久保敏夫君

14番 湯本 直君

## 本日の欠席議員

10番 矢中 召二君

## 説明のため出席をしたる者

 町
 長
 大久保
 司君
 副
 町
 長
 生井
 光男君

 教育
 長
 高橋
 昇君
 会計管理者
 渡辺
 常雄君

秘書課長	風見 🦠	好信君	総務課長	飯島	英男君
企画財政課長	斉藤	実君	税 務 課 長	青木	良夫君
町民課長	小竹	貞男君	福祉保健課長	生井	勝巳君
生活環境課長	岡田	昭夫君	産業振興課長	浜名	進君
都市建設課長	上野	真一君	上下水道課長	幸田	裕之君
農業委員会事務局長	水垣	進君	学校教育課長	水書	正義君
教育次長兼公民館長兼 生涯学習課長	上野	林作君	給食センター 所 長	片平	博君
総務課参事	鈴木	忠君	企画財政課 参 事	青木	喜栄君

#### 議会事務局の出席者

議会事務局長 猪瀬 誠 主 査 小林 由実

主 任 外山 勝也

議長(水垣正弘君) 公私ご多用中のところご参集をくださいまして、まことにありが とうございます。

会議に先立ちまして、昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災において被災された皆様に黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立ください。

黙祷。

(黙 祷)

議長(水垣正弘君) ありがとうございました。着席ください。

続いて、去る2月14日、茨城県町村議会議長会から大久保武議員、相沢政信議員、生 井和巳議員に議員在職12年以上の表彰状が贈呈されましたので、ここで伝達いたしたい と思います。

3名の議員さん、登壇席の前にお願いをいたします。

(表彰状伝達)

議長(水垣正弘君) ただいまの出席議員数は13名であります。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回八千代町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(議長が了承を求めた議事日程は次のとおり)

#### 議事日程(第1号)

平成24年3月8日(木)午前9時開議

# 開 会

#### 議事日程報告

#### 諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第5 議案第3号 八千代町固定資産税の課税免除に関する条例

日程第6 議案第4号 八千代町公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改 正する条例

日程第7 議案第5号 八千代町立図書館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を 改正する条例

日程第8 議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第7号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算(第5号)

議案第9号 平成23年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議案第10号 平成23年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第11号 平成23年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 平成23年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2号)

議案第13号 平成23年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2 号) 議案第14号 平成23年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第4号) 議案第15号 平成23年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)

諸般の報告

議長(水垣正弘君) 諸般の報告をいたします。

例月出納検査の監査結果について、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありましたので、お手元に配付いたしましたから、後でご覧おき願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明のため出席を求めた者、また その委任を受けた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者並びに各課長、局長、所長 でありますので、報告いたします。

行政諸般の報告

議長(水垣正弘君) 続いて、町長から諸般の行政報告について要請がありましたので、 許可いたします。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 平成24年第1回定例会を招集いたしたところ、議員各位にはご 多用にもかかわらずご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

なお、ただいま議長の許可がありましたので、行政の諸般事項についてご報告申し上 げます。

初めに、平成23年度八千代町総合表彰式についてご報告申し上げます。総合表彰式につきましては、八千代町ほう賞規則に基づき、町の進歩発展に功績のあった人、団体に対し表彰するもので、例年3月下旬に実施していました。本年度は、3月22日木曜日午前10時から、中央公民館大ホールにおいて実施いたします。議員各位におかれましても、万障繰り合わせの上、ご臨席賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、保留地の公売についてご報告申し上げます。保留地公売につきましては、 広報紙、町ホームページ、のぼり旗等による保留地24区画の公売を実施いたしておりま す。その結果、1人の方から申し込みがあり、1区画が決定いたしました。公売面積は 258.64平方メートル、金額で778万5,064円です。保留地購入者は町内の方であります。 現在新たな区画に加え、販売中の区画も、価格を下げ、公売する予定であります。今後も保留地の公売を積極的に実施して、区画整理事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、八千代第一中学校建設検討委員会からの答申についてご報告申し上げます。八千代第一中学校建設につきましては、町の総合計画でも重点事業として位置づけられているところであります。先般、町議会議員、地区長、教育関係者等22名を委嘱し、学校づくりの基本的な方策及び学校建設について検討していただくよう諮問いたしたところ、去る1月23日に検討委員会から、検討結果に基づく答申書をいただいたところであります。今後は、当委員会からの答申内容を尊重しつつ、詳細についてさらに検討しながら、平成24年度に基本及び実施設計を策定し、創立50周年を迎える平成26年度までに完成できるよう進めてまいりたいと考えております。

最後に、契約関係についてご報告申し上げます。契約関係につきましては、別紙「契約関係報告書」のとおりであります。

以上、行政の諸般事項についてご報告申し上げましたが、議員各位のより一層のご協力をお願いいたしまして、報告を終わります。

議長(水垣正弘君) 以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(水垣正弘君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、八千代町議会会議規則第120条の規定により、1番、国府田利明議員、2番、大里岳史議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長(水垣正弘君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において検討していただいておりま すので、その審議の経過と結果について委員長の報告を求めます。

小島議会運営委員長。

(議会運営委員長 小島由久君登壇)

議会運営委員長(小島由久君) ただいま議長の指名がありましたので、議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告申し上げます。

去る2月27日、執行部から副町長及び関係課長等の出席を求め、平成24年第1回八千 代町議会定例会の会期を審議する議会運営委員会を開催いたしました。

関係課長等から提出議案の概要説明を受け、慎重審議の結果、本定例会の会期を本日から16日までの9日間とすることに議会運営委員会として決定した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、報告を終わります。 議長(水垣正弘君) ただいまの議会運営委員長の報告は、平成24年第1回八千代町議 会定例会の会期を本日より16日までの9日間とするものであります。

お諮りいたします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日より16日までの9日間とすることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より16日までの9日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 議案第1号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第3、議案第1号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第1号 八千代町特別職の職員で 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明 申し上げます。

今回の改正は、昨年の第177回国会においてスポーツ基本法が成立し、平成23年6月24日付で平成23年法律第78号として公布され、平成23年8月24日から施行されたことに伴い、一部を改正するものであります。

改正の内容は、今まではスポーツ振興法に基づき「体育指導員」を設置しておりましたが、新たに成立したスポーツ基本法に基づき、「スポーツ推進委員」に名称が改められたもので、これに伴い、別表中の名称を改めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員さん。

13番(大久保敏夫君) この体育指導員というのが存在して相当たって、また名前が変わってきたわけですが、八千代においては今定数が幾つで、現状では何名がこの体育指導員として今在職しているか、数だけちょっとお願いします。

議長(水垣正弘君) 生涯学習課長。

(教育次長兼公民館長兼生涯学習課長 上野林作君登壇)

教育次長兼公民館長兼生涯学習課長(上野林作君) 13番、大久保議員さんの質問にお答えします。

現在の体育指導員につきましては、定員が12名でございます。よろしくお願いします。

(「全員いる」と呼ぶ者あり)

教育次長兼公民館長兼生涯学習課長(上野林作君) 全員いらっしゃいます。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第1号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。本案はこれに決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 八千代町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 議長(水垣正弘君) 日程第4、議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一 部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

第1条、改正につきましては、行政職給与表の改正であります。当町におきましては、 皆様ご存じのとおり、行財政改革プランを基本として、職員の定員管理による職員数の 削減及び総人件費の抑制に努めているところであります。今後とも引き続き計画を推進 していく所存でございます。

職員の給与につきましては、平成17年の給与構造改革によって、行政職給料表は6級制となり、現在に至っております。今回の改正につきましては、特に中堅層の職員の給与体系を見直すため、近隣市町村の給料表も参考に、行政職給料表を現行の6級制から7級制に改めるものであります。併せて、職員のさらなる士気の高揚、職場の活性化等を図るための改正であります。

改正の内容は、別表1、行政職給料表級別職務分類表において、主査及び課長補佐等の級の変更、第2表、行政職給料表の7級の追加であります。

次に、改正の2点目は、平成23年度人事院勧告に基づき、一般職の給与条例等の改正を行うものであります。人事院勧告による給料表のマイナス改定につきましては、昨年12月に改正済みでありますが、今回の改正は、勧告の中で、施行日が平成24年4月1日の内容部分に関するものであります。

改正の概要でありますが、第2表、改正条例においては、平成17年改正条例の附則第 12項の経過措置額の改定で、平成24年度は経過措置額を2分の1に減額するものであり ます。

また、附則第2項以降の改正は、経過措置の減額に伴って生ずる制度改正原資を用いて、42歳未満を対象に、給与構造改革期間中に抑制された昇給を1号俸回復するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます

ようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、小島由久議員さん。

11番(小島由久君) ただいま町長から説明を受けたのですが、6級から7級に引き上げる、これは町長が特に必要と認める場合ということでございますが、その必要と認めるという内容について、どこらを指しているのかちょっと説明いただきたいと思います。 議長(水垣正弘君) 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ほかの市町村は部長制をとっているわけでございますが、なかなか八千代町は部長制をとることはできない。できればいいのですが、やはり部長級ということで、7級ということで、職員の最高クラスということで、今回町長のあれで吟味したわけでございまして、いろいろ今回の改正等につきましては、町も定員の改革、人件費の改革ということで、26年度には、27年度ですか、あと3年では168名ということで、今現在180名おりますが、12名の減ということで改革プランどおり実施する予定になっております。

いろいろ7級制ということでありますが、7級つけ足したと。今ぶら下がりが非常に多かったということで、特に50代においては、55ぐらいにおきましては、参事等の何も課長補佐ということで、あと二、三年で定年ということで、参事クラスが多くなり、さらにその下におきまして、主査等におかれましては多くいるわけでございまして、両方へ、改正後のプランによりましていろいろ、主査等におかれましては4級、5級あるいは課長補佐にしても5級、6級ということでわたるわけでございます。そういうことでありますので、流れをスムーズにするための措置でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

4番、上野政男議員さん。

4番(上野政男君) この改正後でありましても、今年度の人件費そのものは全体でマイナスになろうかと思うのですが、その点ちょっとお聞かせ願います。

議長(水垣正弘君) 総務課長。

(総務課長 飯島英男君登壇)

総務課長(飯島英男君) 4番、上野議員さんの質問にお答えしたいと思います。

23年度と24年度におきましては、人件費が約5,000万円前後の減額になると思います。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行い……

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) 今八千代町の職員の人数を間違えました。現在は185名でございまして、3年後には、4年後か、には168名にする予定になっております。

議長(水垣正弘君) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採 決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号 八千代町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、 原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 八千代町固定資産税の課税免除に関する条例 議長(水垣正弘君) 日程第5、議案第3号 八千代町固定資産税の課税免除に関する 条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第3号 八千代町固定資産税の課税免除に関する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

この春、古河名崎工業団地に日野自動車が操業開始になる運びとなりました。このことに伴い、古河市名崎地区に隣接する本町として、日野自動車の関連企業等の誘致を図るため、立地する企業への優遇制度を「企業誘致に伴う受け入れ体制検討プロジェクト会議」や「八千代町産業戦略会議」等において検討してきたところであります。

その検討結果を受け、このたび企業誘致を促すため、対象となる企業へ3年間の固定 資産税の課税免除を行う優遇措置を設けたものであります。この優遇措置を呼び水とし て、今後八千代町への企業立地を促進し、本町産業の活性化を図り、併せて雇用の拡大 に結びつけてまいります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます ようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番、大久保敏夫議員さん。

13番(大久保敏夫君) 全協でも説明を受けて、今町長のほうからも提案があったわけですが、今回の日野自動車の進出というものが、隣接町村として相当、いろんな意味で大きい影響が今後出てこようかと思うのですが、そういう中でプロジェクトチーム関係で、優遇措置の幾つかの中のこの固定資産税の3年間の、いわば土地建物等における固定資産税を免除すると、こういうふうに今回提案されているわけですが、これはまたそれなりにある意味での起爆剤にはなろうかと思うのですが、このほかに、優遇措置という先ほども言葉があったわけですが、幾つかまだ考えている優遇措置というのはこの中にあったのかどうか。今の段階ではこれしかなかったのかどうか、それをちょっと。

条例上から来れば若干ずれると思うのですが、今言った優遇措置の一環にこれがあったとするならば、ではまた違うものも今の時点で存在しているのか、まだこれしか思い浮かばないのか、それをちょっとお聞きしたい。

議長(水垣正弘君) 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 13番、大久保敏夫議員の質問にお答え申し上げます。

現在、税の免除というような形で今回条例として提案させていただきました。また、 先ほど全協でも、保留地の定住促進というようなことで、平米単価2,000円の補助という ような二重の考えの今回は優遇措置の一環として提案したような次第でございます。 今後につきましては、またさらに近隣あるいは日野の進出の状況をかんがみながら、 また検討の課題がございましたら、また順次進めていきたいというようなことで考えて ございます。

以上でございます。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

4番、上野政男議員さん。

4番(上野政男君) 優遇措置は結構なことなのですが、今町に現在工業地はどのぐらいあるのですか。

議長(水垣正弘君) 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 八千代町の工業専用地域につきましては、西山工業団地、 大きく2社が、エフピコ、さらには住友電装、それからまた中小ですが、4社ほど入っ ているような状況でございます。

(「残っているのか」と呼ぶ者あり)

企画財政課長(斉藤 実君) 残地ですか。平米に申し上げますと約1万4,000平米。

(「工業用地」と呼ぶ者あり)

企画財政課長(斉藤 実君) はい、西山工業団地の中ですね。地権者が5名ほどございます。

以上でございます。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号 八千代町固定資産税の課税免除に関する条例を採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 八千代町固定資産税の課税免除に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 八千代町公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部 を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第6、議案第4号 八千代町公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。 町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第4号 八千代町公民館の設置、 管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、昨年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、社会教育法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものと、諸事情により新たに設置されました会議室等の使用料を設定するのに伴い、別表の一部を改正するものであります。

社会教育法の一部改正に伴う改正の内容は、委員の委嘱の基準が社会教育法から削除され、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、当町の基準としてこれまでも適用していた「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」という基準を条例で定めるものであります。

また、別表の改正につきましては、役場新庁舎や図書館の供用開始時に空室となった 事務室等を、町民が利用可能な会議室等として設置したことに伴い、館内の類似する部 屋の料金を参考に、当該会議室等の使用料を新たに設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号 八千代町公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 八千代町公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 八千代町立図書館の設置、管理及び職員に関する条例の一 部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第7、議案第5号 八千代町立図書館の設置、管理及び職員 に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第5号 八千代町立図書館の設置、 管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

今回の改正は、昨年8月30日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律」により、図書館法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正ものであります。

改正の内容は、委員の委嘱の基準が図書館法から削除され、文部科学省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、当町の基準としてこれまでも適用していた「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する」という基準を条例で定めるものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいます ようお願い申し上げまして、説明といたします。 議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第5号 八千代町立図書館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を 改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 八千代町立図書館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を 改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例 議長(水垣正弘君) 日程第8、議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第6号 八千代町介護保険条例の 一部を改正する条例の提案理由についてご説明申し上げます。

今回の介護保険条例の改正は、介護保険料の保険料率の改正を行うものであります。 まず、介護保険料につきましてご説明申し上げます。介護保険料は、3年ごとに策定 する介護保険事業計画に基づいて算出しております。今回は、第5期介護保険事業計画

介護保険制度も創設から12年が経過しますが、高齢者が、可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケア

となり、平成24年度から平成26年度の事業運営に向けて策定してまいりました。

の考え方を念頭に置きつつ、高齢者を取り巻く地域の事情、特性を反映させることにより、地域にふさわしいサービス提供の体制を目指し、実現につなげようとしているところであります。

今後高齢化のピーク時にあっても、だれもが安心して地域で生活できるよう、地域包括ケアの整備を図っていく以上、一定の負担の上昇は避けられないと思います。

今回保険料を設定するに当たりまして、大きな変更点としては、65歳以上の方の負担割合が20%から21%に変更になったこと、介護職員の処遇改善に充てるため、介護報酬の1.2%の増額改定、さらに人件費の地域差を調整するため、地域区分の設定により3%の上乗せ等が挙げられます。

また、給付状況につきましては、施設利用者数が、平成20年度と23年度を比較した場合、約1割以上の伸び、さらに利用者数の増加に比べ、利用率の伸びが大きく7%から8%伸びております。

以上のようなことを総合的に勘案して策定した第5期介護保険事業計画における標準 給付費見込額は42億4,878万110円であり、保険料基準月額は4,430円と算出されました。 今回介護保険法の一部改正により、県に積み立ててあります財政安定化基金を取り崩し、 八千代町に593万622円交付されることにより、月額4,400円と設定いたしました。なお、 所得段階については、基本の6段階といたしました。

したがいまして、基準額に基づき各段階の保険料年額を算出いたしますと、第1段階が2万6,400円、第2段階が2万6,400円、第3段階が3万9,600円、第4段階が5万2,800円、第5段階が6万6,000円、第6段階が7万9,200円となります。

以上が八千代町介護保険条例の一部を改正する条例の概要であります。慎重にご審議 の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 八千代町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり 可決されました。

日程第9 議案第7号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例

議長(水垣正弘君) 日程第9、議案第7号 八千代町下水道条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま上程されました議案第7号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、「下水道法施行令の一部を改正する政令」が平成23年10月28日に公布されたことに伴い、八千代町下水道条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容でございますが、「除外施設の設置等」の中で排水基準の一部改正が行われ、ジクロロエチレンの排水基準を「1リットルにつき0.2ミリグラム以下」から「1リットルにつき1ミリグラム以下」と改めるものであります。

以上、条例改正の概要を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願い申し上げまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、宮本直志議員。

12番(宮本直志君) このジクロロエチレンというのはどういう物質なのかちょっと教えてください。

議長(水垣正弘君) 上下水道課長。

(上下水道課長 幸田裕之君登壇)

上下水道課長(幸田裕之君) 12番、宮本議員さんの質問に答えます。

ジクロロエチレンとは、有機ハロゲン化合物である可燃性の極めて高い無色不快臭の 液体であります。水には溶けないのですが、エタノール、ジエチルエーテル、アセトン、 ベンゼン、クロロホルムには溶解するということです。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第7号 八千代町下水道条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算(第5号)

議案第9号 平成23年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3 号)

議案第10号 平成23年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

議案第11号 平成23年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第12号 平成23年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算 (第2号)

議案第13号 平成23年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)

議案第14号 平成23年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第4号) 議案第15号 平成23年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)

議長(水垣正弘君) 日程第10、議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算(第

5号)、議案第9号 平成23年度八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議 案第10号 平成23年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第11号 平成23年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第12号 平成23年度八 千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第13号 平成23年度八千代 町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成23年度八千代町下水 道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第15号 平成23年度八千代町水道事業会計補正 予算(第2号)、以上8件を一括議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。 町長。

#### (町長 大久保 司君登壇)

町長(大久保 司君) ただいま一括上程されました議案第8号 平成23年度八千代町 一般会計補正予算(第5号)、議案第9号 平成23年度八千代町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)、議案第10号 平成23年度八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)、議案第11号 平成23年度八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議案第 12号 平成23年度八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、議案第13号 平成23年度八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 平成 23年度八千代町下水道事業特別会計補正予算(第4号)、議案第15号 平成23年度八千代 町水道事業会計補正予算(第2号)の提案理由についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算(第5号)の提案理由を ご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第5回目の補正で、歳入歳出をそれぞれ2億4,473万8,000円増額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ73億3,640万4,000円とするものであります。

最初に、歳入の増額となる主な項目を申し上げます。市町村民税により町税6,821万4,000円、復興まちづくり支援事業費交付金を含みます県支出金9,891万7,000円、寄附金215万5,000円、繰越金1億1,268万3,000円、市町村振興協会災害対策支援金及び災害見舞金を含みます諸収入4,227万1,000円をそれぞれ増額いたします。

減額する項目につきましては、利子割交付金40万1,000円、自動車取得税交付金381万4,000円、使用料及び手数料22万円、国庫支出金3,281万7,000円、繰入金3,000万円、町債1,240万円をそれぞれ減額いたします。

次に、歳出について、増額となる主な項目を申し上げます。総務費では、義務教育施設整備基金及び公共施設整備基金積立金を含みます財産管理費2億2,240万2,000円、財政調整基金積立金により財政調整基金費1億7,400万円、教育費において、給食センターの放射能測定装置購入費を含みます50万6,000円を増額いたします。

次に、減額する主な項目について申し上げます。議会費においては、調査研究費補助 金及び需用費等を含みます129万3,000円。

民生費においては、医療福祉費2,627万円、子ども手当を含みます児童措置費4,025万3,000円。

衛生費においては、各種検診委託料を含みます予防費1,996万8,000円、妊婦乳児健康 診査委託料を含みます母子保健費502万6,000円。

農林業費においては、いばらきの園芸産地改革支援事業補助金を含みます園芸振興費947万1,000円、地域資源循環畜産環境対策事業補助金を含みます畜産業費333万3,000円、中結城地区県営畑地帯総合土地改良事業負担金を含みます農地費590万9,000円。

商工費においては、中小企業事業資金保証料補助金を含みます商工振興費120万円。

土木費においては、一級町道8号線工事請負費等を含みます道路新設改良費1,881万3,000円、中央土地区画整理事業特別会計繰出金を含みます土地区画整理費707万円。

公債費においては、長期債利子により342万円を減額いたします。

なお、第2表、繰越明許費については、一級町道2号線及び8号線の道路改良に伴う 工事請負費や公有財産購入費、補償費等であります。

第3表、地方債補正につきましては、事業の変更によるものです。

以上が平成23年度一般会計補正予算(第5号)の概要であります。

続きまして、八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は第3回目の補正で、歳入歳出それぞれ1億2,763万8,000円を追加し、30億1,667万7,000円とするものであります。

その内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、国民健康保険税5,351万2,000円を増額いたします。これは、主に滞納繰り越し分と過年分の増額によるものであります。

使用料及び手数料13万7,000円を増額いたします。これは、滞納にかかわる督促手数料であります。

国庫支出金1,210万6,000円増額いたします。これは、療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金、財政調整交付金などにかかわるものであります。

療養給付費等交付金132万5,000円を増額いたします。これは、退職被保険者にかかわる社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、変更通知に基づくものであります。

県支出金16万9,000円増額いたします。これは、高額医療費共同事業負担金や財政調整 交付金などにかかわるものであります。

共同事業交付金4,046万8,000円を増額いたします。これは、高額医療費共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金にかかわるものであります。

財産収入1万4,000円増額いたします。これは、基金積立金利子にかかわるものであります。

繰入金2,000万円増額。これは、一般会計からの繰入金にかかわるものであります。 諸収入9万3,000円減額。これは、第三者納付金、特定健康診査負担金にかかわるもの であります。

続いて、歳出について申し上げます。総務費39万円増額いたします。これは、総務管 理費にかかわるものであります。

保険給付費 1 億4,496万4,000円増額いたします。これは、療養諸費及び高額療養費、 出産育児諸費にかかわるものであります。

後期高齢者支援金等281万1,000円減額いたします。

前期高齢者納付金2万8,000円増額いたします。

老人保健拠出金68万3,000円を減額いたします。

介護納付金36万2,000円減額いたします。これらは、社会保険診療報酬支払基金への納付金で、変更通知に基づくものであります。

共同事業拠出金1,130万1,000円増額いたします。これは、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業にかかわるものであります。

保健事業費258万7,000円減額いたします。これは、特定健康診査等事業費及び疾病予 防費分であります。

なお、第2表、繰越明許費については、国及び県の補助事業であります保健事業の特 定保健指導積極的支援の業務委託であります。

以上が八千代町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についての概要であります。 なお、今回の補正予算につきましては、平成24年2月24日に八千代町国民健康保険運

営協議会に諮り、ご了承いただいていることを報告申し上げます。

続きまして、八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。

今回の補正は第1回目の補正で、歳入歳出ともそれぞれ700万6,000円を減額し、総額 1億4,592万2,000円とするものであります。

この内容でございますが、まず歳入から申し上げますと、後期高齢者医療保険料273万 1,000円を減額いたします。これは、茨城県後期高齢者広域連合からの通知に基づくもの であります。

繰越金382万8,000円減額いたします。これは、一般会計からの繰入金にかかわるものであります。

繰越金348万6,000円増額いたします。

諸収入393万3,000円を減額いたします。これは、保険料還付金及び保健事業委託金にかかわるものであります。

続いて、歳出について申し上げます。総務費113万3,000円減額いたします。これは、 総務管理費にかかわるものであります。

後期高齢者医療広域連合納付金288万3,000円減額いたします。これは、茨城県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づくものであります。

諸支出金299万円減額いたします。これは、保険料還付金にかかわるものであります。 以上が八千代町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要であります。

続きまして、八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し 上げます。

今回の補正は本年度第2回目のもので、保険給付費の当初見込みが減額になることに伴う国、県等の負担額の変更及び平成22年度介護給付費等実績報告により国、県の負担金に超過額が生じたことによる償還金を主たる内容とするもので、歳入歳出予算の総額から452万8,000円を減額し、歳入歳出をそれぞれ13億7,138万円とするものであります。

この内容につきましては、歳入から申し上げますと、保険料40万円、使用料及び手数料2万3,000円、繰入金65万3,000円、繰越金374万3,000円、諸収入163万3,000円を増額し、国庫支出金849万3,000円、支払基金交付金160万8,000円、県支出金87万9,000円を減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、諸支出金1,097万8,000円を増額し、総務費139万

5,000円、保険給付費1,400万円、地域支援事業費11万1,000円を減額いたします。

以上が八千代町介護保険特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

続きまして、八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由を ご説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第2回目のもので、歳入歳出それぞれ1,038万円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億852万円とするものであります。

補正の内容は、職員の減による人件費等と工事量の減に伴う予算の組み替えを行うものであります。

その内容を歳入から申し上げますと、繰越金を159万円増額し、一般会計繰入金を707万円、土地区画整理事業債を490万円それぞれ減額いたします。

次に、歳出について申し上げますと、一般管理費の人件費等を707万円を減額いたします。

土地区画整理事業費の第1工区区画整理事業費の委託料を21万円を増額し、工事請負費を100万円減額いたします。

第2工区区画整理事業費の委託料25万円、補償補・及び賠償金の休耕補償金を15万円 それぞれ増額し、工事請負費を277万円減額いたします。

以上が八千代中央土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の概要であります。 続きまして、八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由を説明申し上げます。

今回提案いたしました補正予算は本年度第2回目のもので、歳入歳出それぞれ465万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,212万9,000円とするものであります。

補正予算の主な内容は、歳入におきまして繰越金を増額するものであります。

歳出においては、農業集落排水事業管理費における役務費、委託料を減額し、基金積立金を増額し、農業集落排水事業費における人件費、委託料、工事請負費、補償費を減額するものであります。

まず、歳入から申し上げますと、繰越金465万6,000円を増額するものであります。

続きまして、歳出につきまして申し上げますと、農業集落排水事業管理費233万9,000円、 農業集落排水事業費231万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

以上が八千代町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の概要であります。

続きまして、八千代町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の提案理由をご説明申 し上げます。

今回提案しました補正予算は本年度第4回目のもので、歳入歳出それぞれ270万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,711万6,000円とするものであります。

補正の内容でありますが、歳入におきましては繰越金を増額し、下水道使用料、下水 道費補助金を減額するものであります。

歳出につきましては、下水道管理費、基金費を増額し、下水道総務費、災害復旧費を 減額するものであります。

まず、歳入から申しますと、繰越金280万8,000円を増額し、下水道使用料1,000円、下水道補助金10万2,000円を減額するものであります。

次に、歳出について申し上げますと、下水道管理費23万3,000円、基金費400万円を増額し、下水道総務費68万8,000円、災害復旧費84万円を減額いたします。

以上が八千代町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の概要であります。

続きまして、八千代町水道事業会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。

今回提案しました補正予算は本年度第2回目のもので、3条予算の収益的収入を348万5,000円増額し、総額を4億230万8,000円とし、収益的支出を2,217万8,000円減額し、総額を3億7,468万4,000円とするものであります。

初めに、水道事業収益について申し上げます。営業収益のうち給水収益で水道料金100万円、その他の営業収益で加入金183万8,000円を増額し、営業外収益については、受取利息で12万3,000円、雑収益で量水器売却52万4,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、水道事業費用について申し上げます。営業費用のうち原水費で1,000万円、浄水費585万6,000円、配水費889万6,000円、総係費48万8,000円をそれぞれ減額し、減価償却費142万9,000円、資産減耗費39万1,000円を増額するものであります。

また、営業外費用については、雑支出1万1,000円、消費税で118万9,000円をそれぞれ 増額し、さらに特別損失で過年度損益修正損4万2,000円を増額するものであります。

続きまして、4条予算の資本的支出につきましては、契約差金及び事業計画の変更により、施設費999万6,000円、資産購入費284万8,000円をそれぞれ減額し、総額を1億

7,347万9,000円とするものであります。

以上が八千代町水道事業会計補正予算(第2号)の概要であります。

以上、一括上程されました各会計の補正予算につきまして提案理由を申し上げましたが、慎重にご審議の上、原案にご賛同くださいますようお願いいたしまして、説明といたします。

議長(水垣正弘君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、宮本直志議員さん。

12番(宮本直志君) 歳入のほうでちょっとお聞きしたいのですけれども、町税ということで7,000万円ですか、増額になっていますけれども、この原因はどのようなことで増額になったのか。

もう一つは、県支出金ということで、市町村復興まちづくり支援事業交付金ということで1億2,400万円入っていますけれども、これは国でやっている復興交付金というやつとは違うのでしょうか。その説明をちょっと聞いてから、もう一回質問します。

議長(水垣正弘君) 税務課長。

(税務課長 青木良夫君登壇)

税務課長(青木良夫君) 12番、宮本議員のご質問にお答えいたします。

歳入の町税関係でございますが、7,000万円の増額になってございますが、この積算基礎につきましては、個人の現年度のみの増収でございます。最新の徴収実績に応じて積 算して増額にさせていただいております。

以上でございます。

議長(水垣正弘君) 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 12番、宮本議員の質疑にお答え申し上げます。

先ほどの市町村復興まちづくり支援事業交付金につきましては、国で申し上げています復興交付金とはまた違ってございまして、国から県のほうに参った半額が各市町村に交付されたというような経緯がございます。この積算につきましては、県のほうで積算をしたわけですが、考えられますことは、八千代町で、アンケート等によりまして、被災いたしました、いわゆる屋根の一部損壊あるいは塀の一部損壊等の数値が基礎となって来ているような状況かと思われます。近隣の市町村を見ますと、八千代よりも大分少

ないというようなことがございますが、八千代町はおかげさまで1億2,400万円と、このような大きい金額をいただいたような経緯がございます。

議長(水垣正弘君) 12番、宮本直志議員さん。

12番(宮本直志君) 話はわかりましたが、これはいつか新聞に出ていましたけれども、 そこらの近隣の市町村より大分八千代町はいっぱい県のほうからいただいたということ でございますけれども、このお金の用途は、使用は、このあれで見ますと、財調のほう へ一時積み立てるということでよろしいのですか。そちらへ入れば、いろいろなことに 使えるということでいいですか。来期、24年度に。

議長(水垣正弘君) 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 宮本議員の再度の質問でございますが、用途につきましては、23年度から27年の5年間の間に、復興、復旧を目的としたものに使いなさいというようなことになってございます。23年度につきましては、事業がほぼ終了というようなことでございますので、財政調整基金のほうに積み立てをさせていただきまして、24年度から27年の間に使用を、活用していくというようなことで考えているところでございます。

議長(水垣正弘君) 4番、上野政男議員。

4番(上野政男君) 町債の償還についてお尋ねいたします。

私の範囲では、臨時財政特別債ありますよね、臨財債、これについては地方交付税で 充当するというふうにうたってあると思うのです。町単独の町債と臨財債の償還の方法、 一緒くたに考えてやっているのか、それをちょっとお尋ねいたします。

議長(水垣正弘君) 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 4番、上野議員の質問にお答え申し上げます。

臨時財政対策債につきましては、本来交付税の中で財政需要額というようなことで算定するような状況にある次第でございます。ただし、最近国のほうも財政的に厳しいというようなことでございまして、それに見合った金額につきまして、町のほうで臨時財政対策債として借り入れをし、後年度にわたりまして、利子及び元金について、国のほうの交付税の中で盛り込んでいくというようなシステムになっているところでございます。

議長(水垣正弘君) 4番、上野政男議員。

4番(上野政男君) 地方交付税に臨財債分としての金額が明示されているのですか、 それをお尋ねします。

議長(水垣正弘君) 企画財政課長。

(企画財政課長 斉藤 実君登壇)

企画財政課長(斉藤 実君) 上野議員の質疑にお答え申し上げます。

交付税の需要額の中に毎年度借りた分の元金及び利子の金額の数値が記載される場所 がございまして、そこで毎年元金の返還あるいは利子の返還分を組み入れまして、財政 の需要額の中に盛り込んでいくというようなことでございます。

議長(水垣正弘君) そのほかに。

5番、中山勝三議員。

5番(中山勝三君) 私は、一般会計のほうで、30ページになるのですが、農林業費の目の農地費の中で、節の19番の負担金補助及び交付金の中で、中結城地区県営畑地帯総合土地改良事業負担金というのが2,225万円減額になっています。当初予算で4,250万円になっていましたが、これだけ、半分以上の減額ということなのですが、これについてちょっと説明をお願いしたいのと、この中結城地区の総合土地改良は一応何年度までに事業がなっているのかも併せてお願いできればと思います。

議長(水垣正弘君) 産業振興課長。

(産業振興課長 浜名 進君登壇)

産業振興課長(浜名 進君) 5番、中山議員の質問にお答えしたいと思います。

中結城地区県営畑地帯総合整備事業ですけれども、当初からですと畑灌工で6~クタールをやっております。附帯工事等を現在済ませておりまして、蛇口等の設置のほうを進めております。

減額になった理由でございますけれども、おおむね今年の分については工事が完了してくるということでございます。

また、さらに何年度までに終了ということでございますけれども、そこのところはちょっと資料を持ってきませんでしたので、後でお答えしたいと思います。

議長(水垣正弘君) そのほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算(第5号)から議案第15号 平成23年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)まで8件を一括採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(水垣正弘君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号 平成23年度八千代町一般会計補正予算(第5号)から議案第15号 平成23年度八千代町水道事業会計補正予算(第2号)まで8件は原案のとおり可決されました。

議長(水垣正弘君) 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次会は、明日午前9時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時48分)